

令和元年12月13日

保護者 各位

鹿児島県立串木野高等学校  
校長 國生 勝海

### インフルエンザの予防について（お願い）

保護者の皆様には、日頃から、本校の保健教育に御協力いただき感謝申し上げます。

インフルエンザは、毎年冬季に流行を繰り返し、学校等における集団感染が問題になります。御家庭でも下記のことにご留意され、インフルエンザの予防と蔓延防止に御協力をお願いします。インフルエンザに罹患した場合は出席停止になります。出席停止期間の基準については学校保健安全法により下記のように規定されていますのでよろしくお願いいたします。

#### 記

#### <症 状>

インフルエンザウィルスに感染することにより、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身倦怠等の症状が急速に現れる。併せて普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳等の症状も見られる。

#### <予 防>

- こまめにうがい、石鹸手洗いをする。
- 部屋の換気を心がけるとともに室内の湿度を50%～60%に保つ。
- 十分な休養・睡眠をとる。バランスの良い食事をとる。
- 人混みや繁華街へ外出しなければならない時はマスクを着用する。
- ワクチン接種を受ける。

#### <かかってしまったら>

- 早めに医療機関を受診する。（抗インフルエンザ薬は48時間以内の服用が効果が高い。）
- 部屋を暖かくして休養する。
- 水分をこまめに補給する。
- 咳・くしゃみがある時はマスクを着用する。（咳エチケット）

#### <出席停止期間>

**発症した後5日経過し、かつ解熱後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで**

抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウィルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザでは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります。出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えることでインフルエンザの蔓延を防ぐことを心がけてください。

※医療機関でインフルエンザと診断されたら学校に御一報ください。後日診断書又は学校様式「出席停止における疾病通知について」を提出してください。

令和 年 月 日

保護者 殿

鹿児島県立串木野高等学校  
校長 國生勝海

### 出席停止における疾病通知について

学校感染症にかかった場合、学校保健安全法に基づき、本人の休養と他の生徒への蔓延・流行を防ぐため、学校は出席停止の措置をとることになっています。

医師により学校感染症と診断された場合、下記の疾病通知書を主治医に記入していただき、担任を通じて保健室まで提出するようお願い致します。

※学校感染症については裏面を御覧になり御確認ください。

き り と り

疾 病 通 知 書	
鹿児島県立串木野高等学校 年 組 氏 名	
診 断 名	
療養必要期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 ( ) 日間
備 考	
上記のとおり通知します。  令和 年 月 日  医療機関名 医師名 印	

学校感染症とその出席停止期間について

	種類	出席停止の期間の基準		
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで出席停止		
	クリミア・コンゴ出血熱			
	ペスト			
	マールブルグ熱			
	ラッサ熱			
	急性灰白随炎（ポリオ）			
	ジフテリア			
	重症急性呼吸器症候群（SARS）			
	痘そう			
	南米出血熱			
鳥インフルエンザ（H5N1）				
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで		
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで		
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで		
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで		
	風疹	発疹が消失するまで		
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで		
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで		
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで		
	髄膜炎菌性髄膜炎	まで		
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで		
	細菌性赤痢			
	腸管出血性大腸菌感染症			
	腸チフス			
	パラチフス			
	流行性角結膜炎			
	急性出血性結膜炎			
			条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患例	
	その他の伝染病		溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能、
			ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要
手足口病		発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身症状が改善すれば登校可能		
伝染性紅斑（りんご病）		発疹（りんご病）のみで全身症状が良ければ登校可能		
ヘルパンギーナ		発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身症状が改善すれば登校可能		
マイコプラズマ感染症		急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能		
感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）		下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能		
		通常出席停止の措置が必要ないと考えられる疾患例		
	アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共有は避ける）		
	水いぼ（伝染性軟疣）	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共有は避ける）		
	伝染性濃痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）		

※出席停止基準については、学校医その他の医師の判断による。